

教体第330号
教生第202号
令和元年10月23日

(公文書扱)
各市町村教育委員会学校安全主管課長 } 殿
各 県 立 学 校 長 }

奈良県教育委員会事務局
保健体育課長
生徒指導支援室長

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
の制定について（通知）

平素は、学校安全、とりわけ交通安全に係る取組に御尽力を賜り、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、令和元年10月7日の県議会本会議において「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が可決、令和元年10月15日に公布され、第1条から第11条、及び第16条は令和元年10月15日より、また、第12条から第15条までは令和2年4月1日より施行される運びとなりました。

奈良県内では年々交通事故は減少傾向にあるものの、自転車が関係する交通事故については横ばい状態であり、そのほとんどが、自転車側に法令違反があるなど、自転車利用者の交通ルールやマナー違反が大きな課題となっていることから、県民、事業者、交通安全団体等の役割を明らかにし、交通ルールの遵守、交通安全教育の実施、自転車の点検・整備、自転車損害賠償責任保険等への加入など、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進するため、本条例が制定されました。

本条例では、県民による自転車関係の法令や交通ルールの遵守、また、交通マナー等意識の向上を図り、学校においても発達段階に応じた自転車交通安全教育の推進及び、自身の命を守るための乗車用ヘルメットの着用や、事故を起こした場合の被害者の救済のための自転車損害賠償責任保険等への加入についての指導など、交通安全に関する取組による本条例の浸透が期待されているところです。

特に、第14条では、自転車損害賠償責任保険等に加入することが自転車の所有者の義務として定められており、学校において、自転車を利用して通学している生徒やその保護者に対し、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供及び加入の促進等の必要な措置を図ることが求められています。

つきましては、本条例の施行に伴い、各学校における交通安全教育に係る年間計画及び、自転車を利用して通学している生徒やその保護者への指導内容の見直しとともに、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供や加入状況の把握など、本条例の周知等についてお取り計らいいただきますようお願いします。

なお、各市町村教育委員会においては、貴所管の各学校への周知について、お願いします。

奈良県教育委員会事務局
保健体育課健康・安全教育係
TEL：0742-27-9862
生徒指導支援室
生徒指導係
TEL：0742-27-5435